

公益社団法人神奈川県獣医師会役員立候補について（公告）

平成27年 3月10日

公益社団法人神奈川県獣医師会
選挙管理委員会 委員長 相原栄一

役員を選任に関する規程第3条第1項に基づき、次期役員立候補届を次のとおり受け付けます。

1 立候補を受付ける役員

- (1) 理事（定数：14名以上18名以内）（理事立候補者は、本会の正会員に限ります。）
- (2) 監事（定数：2名）

2 理事立候補届出書及び監事立候補届出書

- (1) 理事立候補届出書：役員選任に関する規程第1号様式
- (2) 監事立候補届出書：役員選任に関する規程第2号様式
- (3) 届出書は、本会ホームページ（会員ページの各種様式ダウンロード）からダウンロードできます。
- (4) 届出書は、持参又は郵送してください。

3 理事立候補届出書及び監事立候補届出書の提出期限

- (1) 平成27年4月20日（月）午後5時15分まで
 - (2) 提出が郵便による場合は、提出期限の日の消印の日をもって有効とします。
- ※選任する日の60日前は平成27年4月19日ですが、日曜日なので、役員選任に関する規程第4条第1項ただし書きにより、翌日の平成27年4月20日になります

4 提出先及び問い合わせ先

公益社団法人神奈川県獣医師会事務局
〒235-0007 横浜市磯子区西町1-4-3 神奈川県畜産センター内

役員選任に関する規程（抄）

（選挙管理委員会の事務）

第3条 委員会の事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 立候補の公告
- (2) 理事立候補届出書及び監事立候補届出書の受理
（立候補）

第4条 役員に立候補するときは、選任する日の60日前までに、理事にあつては、理事立候補者届書（第1号様式）を、監事にあつては、監事立候補者届書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、提出期限の日が土曜日及び日曜日のときは月曜日の、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のあるときはその翌日の午後5時15分までに到達したものを有効とし、提出が郵便による場合は、提出期限の日の消印の日をもって有効とする。

2 本会の正会員でない者は、理事に立候補することはできない。